

上天草市 新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種支援制度等のお知らせ

令和2年4月10日現在

中小企業の皆様へ

中小企業の経営や金融に関する相談は、次の窓口をご利用ください。

【経営関係】

- 上天草市産業政策課 ☎0964(26)5531
- 上天草市商工会本所及び支所 ☎0969(56)0244
- 熊本県商工会連合会 ☎096(325)5161
- 熊本県中小企業団体中央会 ☎096(325)3255

【金融関係】

- 日本政策金融公庫熊本支店
(国民生活) ☎096(353)6121
(中小企業) ☎096(352)9155
- 商工組合中央金庫熊本支店 ☎096(352)6184
- 熊本県信用保証協会 ☎096(375)2000
- 民間金融機関

【労務関係】

- 熊本労働局雇用環境・均等室 ☎096(352)3865
- ハローワーク天草 ☎0969(22)8609
- ※ 経済産業省や熊本県のホームページに各種支援策が掲載されていますので、ご覧ください。

中小企業者向け融資制度をご利用ください

熊本県及び日本政策金融公庫等では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している中小企業者向けの融資制度を用意しています。詳しくは、熊本県及び日本政策金融公庫等のホームページ等をご覧ください。

(問) 産業政策課商工振興係 ☎0964(26)5531

- ① 熊本県金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)
- ② 熊本県金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号)
- ③ 熊本県金融円滑化特別資金(セーフティネット保証5号)
- ④ 熊本県金融円滑化特別資金(危機関連保証)
- ⑤ 日本政策金融公庫新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ⑥ 日本政策金融公庫衛生環境激変特別貸付
- ⑦ 日本政策金融公庫新型コロナウイルス対策マル経融資

- ⑧ 日本政策金融公庫生活衛生改善新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ⑨ 商工組合中央金庫新型コロナウイルス感染症特別貸付

上天草市では、中小企業のみなさんが熊本県及び日本政策金融公庫等の融資制度で借入れた運転資金の返済に係る利子に対し補助を行います。

詳細については、お問い合わせください。
(問) 産業政策課商工振興係 ☎0964(26)5531

農林漁業従事者の皆様へ

農林漁業者向け利子補給及び保証料補助金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、収入が1割以上減少している、又は減少する見込みの農林漁業者に対し、熊本県独自の「緊急支援資金」が創設されました。

本資金は県と市が補助を行うことにより、5年間無利子で借りることが可能です。

補助を受けるためには資金を借り入れる前に県と市の審査が必要になりますのでご注意ください。

- 利子補給金 全額(県:市:融資機関 5:2:3)
- 保証料補助金 全額(県:市 5:5)
- 返済期間 最大10年間

(問) 農林水産課農業振興係 ☎0964(26)5516

体調に異変を感じたら・・・

次の症状がある方は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ◇ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- ◇ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ◇ 高齢者や基礎疾患等のある方で上の状態が2日程度続く場合。

受診する前に必ず電話をお願いします。

◇ 帰国者・接触者相談センター
天草保健所 ☎0969(23)0172

税に関すること

所得税や消費税等の振替納付日が延長されます

所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税の納付期限の延長に伴い、振替納付日が次のとおり延長されました。振替納付日までに振替納税ができなかった場合は、延滞税が加算されます。

振替納付日

▽所得税・復興所得税 5月15日(金)
▽個人事業者の消費税・地方消費税 5月19日(火)
(問) 天草税務署 ☎0969(22)2510

国税の猶予制度が利用できます

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に損失を受けた場合や売上減少で納付資力が低下した場合などの要件に該当するときは、税務署に申請することで猶予制度が適用される場合があります。

(問) 天草税務署 ☎0969(22)2510

市税の納付が困難な方の納税相談

以下の項目に該当するなどし、税金を一時的に納付することが困難な場合は、税務課窓口にて納税猶予等についてご相談ください。該当するケースにより、ご用意いただく資料が異なりますので、まずは事前にお電話ください。

●新型コロナウイルスの影響により・・・

- ・ご本人又は家族が病気にかかった場合
 - ・事業を廃止し、又は休止した場合
 - ・事業に著しい損失を受けた場合 等
- ※納期限の前からでも相談できます。

●来庁時持参いただくもの

収入が減少したことが分かる書類、印鑑 等
(問) 税務課 管理・徴収係 ☎0964(26)5523

貸付等に関すること

個人向け生活福祉資金特例貸付を行っています

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少で、生活資金にお悩みの方に向け、無利子で保証人不要の特例貸付を行っています。対象は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少で、一時的な貸付を必要とする世帯などです。詳しくは、熊本県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。か、上天草市社会福祉協議会までお問い合わせください。

(問) 上天草市社会福祉協議会 ☎0969(56)2455

ひとり親家庭向け貸付を行っています

保育所や学校などの臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就労状況が変化し、一時的に収入が減少し、日常生活に支障を来す場合、母子父子寡婦福

祉資金貸付金における生活資金の活用が可能です。

(問) 熊本県天草広域本部 福祉課 ☎0969(22)4241

市営住宅入居者に対する家賃減額措置

市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方は、家賃が減額になる場合があります。

※収入が減少したことを確認できるもの(退職証明書、給与明細等)が必要になります。収入や世帯状況等により減額の対象にならない場合もあります。

(問) 都市整備課 都市計画係 ☎0969(28)3366

水道料金・下水道料金の分割納付

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な場合は、分割納付及び猶予のご相談に応じます。

➤上水道(問) 水道局 庶務係 ☎0969(28)3369

➤下水道(問) 都市整備課 都市整備係 ☎0969(28)3366

施設関係

保育園・認定こども園、小中学校

保育園・認定こども園、小中学校に関するお知らせは各施設から連絡がありますので、各自ご確認ください。

社会体育施設及び学校体育施設

4月14日(火)から当面の間、屋内外を問わず全ての体育施設の一般利用を停止します。利用再開については、ホームページ・市防災無線にてお知らせします。

市立斎場

4月1日(水)から17日(金)までの間、新型コロナウイルス感染拡大を防止する対策として、人の密閉状態を避けるため、市立斎場の告別室を一時使用停止しています。ご迷惑をおかけしますが新型コロナウイルス集団感染防止にご協力をお願いします。

なお、使用停止期間につきましては、状況次第で延長をする場合がございます。

また、体調の悪い人、持病のある人及びご高齢の方は、極力ご来場をお控えいただき、なるべくご遺族のみでの来場をお願いします。

その他のお知らせ

※今回掲載の情報については、4月10日時点での情報です。今後、国等の情勢も踏まえながら、新規事業を行う際は、随時情報提供していきます。